

快適な生活環境を守るために！

「東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱」について

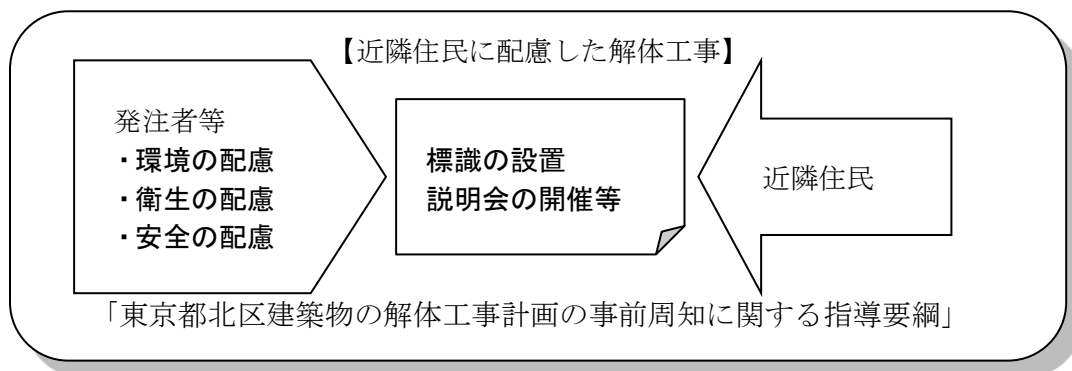


〈ねずみ等防除の衛生対策編〉

北区は建築物の解体工事による近隣紛争を未然に防止するために、「東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱」を制定しています。

この要綱は、発注者等が解体工事に係る関係法令等を遵守することはもとより、近隣住民に配慮した工事を施工し、良好な近隣関係の保持と地域における生活環境の保全に資することを目的としています。

工事発注者、解体業者の方は、事前説明、工事の安全な施工及びねずみ等防除の衛生対策を十分に行い、近隣住民の生活環境に配慮した工事の施工に努めてください。



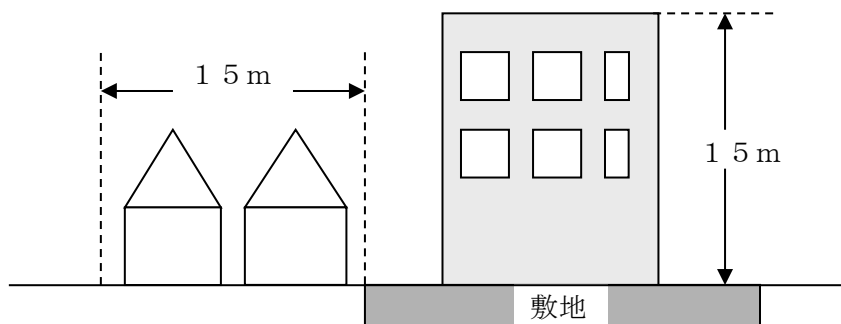
◆用語の定義（第2条関係）◆

解体工事： 建築物のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分(建築物の基礎、柱、土台、基礎杭、屋根、梁等)の全部又は一部を取り壊す工事

発注者等： 解体工事に関する請負契約の発注者、元請業者及び下請業者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者

近隣住民： 解体工事を行う建築物の敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲内又は建築物の高さの水平距離の範囲内のうち、どちらか広い範囲内の敷地内にある建築物を所有する者及び居住する者

〈近隣住民の範囲の例・・・解体建築物の高さが15mの場合〉



敷地境界線から10m < 解体建築物の高さ15m ゆえに、15m

◆適用範囲（第3条関係）◆

- ・建築物の床面積の合計（延べ床面積）：80平方メートル以上

◆工事着手前の説明等の実施（第6条・第7条関係）◆

- ・事前に近隣住民に対し、解体工事に係る計画の周知を図るため、標識を設置してください。
- ・事前に近隣住民に対し、説明会の開催等により説明を行うほか、近隣関係住民から説明を求められた場合も誠実に対応してください。

◆ねずみ等の生息調査および駆除、衛生対策（第8条第7号関係）◆

- ・解体工事により、その建物に生息しているねずみ等が逃げ出し、近隣に迷惑をかけることがあります。
- ・事前にねずみ等の生息状況を調査し、生息が確認されたときは、駆除してください。なお、駆除等に当たっては、近隣住民に周知するようお願いします。

★ねずみ等の生息調査および駆除、衛生対策 協会及び施工業者一覧★

※協会※

「公益社団法人東京都ペストコントロール協会」(<http://www.pestcontrol-tokyo.jp/overview.html>)は、東京都における衛生的環境の保持増進を図るための協会です。ねずみ等防除についてご相談ができます。
(連絡先等：千代田区鍛冶町 2-9-5 東園ビル 4階 電話 03-3254-0014)

※施工業者一覧※

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管法）に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業事業登録営業所リスト (http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/list/) などをもとに、本要綱に基づく解体時のねずみ等防除対策を請け負うことが可能であるとした業者一覧です。（区内業者のみ／令和3年6月30日現在）

株式会社ミヤコ消毒	北区中十条三丁目20番5号	03-3908-2487
アース環境サービス株式会社関東支店 (一般家屋は除く)	北区滝野川四丁目30番11号	03-3907-6400
協栄産業株式会社	北区滝野川三丁目46番10号 内外ビル1階	03-3915-6164
有限会社MAXAM ^{マックスAM}	北区上十条二丁目31番5号 好美ビル3F	03-3907-3405
株式会社サンアメニティ	北区王子三丁目19番7号	03-3927-2311
株式会社東京三井トータルサービス	北区堀船四丁目11番8号	03-5944-6302
株式会社ジェイアール貨物・不動産開発	北区東田端一丁目16番地 田端信号場駅総合庁舎4階	03-6859-2100
株式会社康栄クリーンアップ	北区上中里二丁目10番1号	03-5959-3101 (順不同)

※上記業者は北区が推薦する業者一覧ではありません。業者の選定はお客様の責任で行ってください。
※業者の選定にあたっては、事前に見積を依頼し、料金や作業方法等を十分ご検討いただいたうえで契約されることをお勧めいたします。

★問い合わせ先

近隣住民への配慮
をお願いします。



住宅の解体・要綱に関するご相談
まちづくり部 住宅課 03-3908-9206
ねずみの防除・駆除に関する相談
北区保健所 生活衛生課 環境衛生 03-3919-0720

